

(仮称) 盛岡市文化財センター条例について

平成 16 年 2 月 23 日

盛岡市教育委員会

(仮称) 盛岡市文化財センター（以下「施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定める条例を制定しようとするものである。

1 施設設置のねらい

埋蔵文化財の調査を行い、出土品等を展示し、また遺跡について体験的に学習する場を提供することにより、市民の教育及び文化の向上に資することをねらいとする。

2 施設の名称及び位置について

名称 盛岡市遺跡の学び館

位置 盛岡市本宮字荒屋 13 番地 1

3 施設の概要

(1) 構造

鉄筋コンクリート造平屋建て（収蔵施設の一部は鉄骨重層）

(2) 延床面積

2, 748. 72 m<sup>2</sup>

(3) 主な施設

常設展示室、企画展示室、保管展示室、研修室、体験学習室、図書室、図書資料室、会議室、事務室、資料整理室等（詳細別紙図面参照）

4 施設の機能等について

次の業務等を行う。

- (1) 埋蔵文化財の調査及び出土品等の整理・収蔵・展示等
- (2) 考古資料等に関する企画展の実施
- (3) 研修室、体験学習室等の使用許可等
- (4) 図書資料等の閲覧等

5 施設の位置付けについて

- 教育委員会の管理・運営とする。
- 教育機関・社会教育機関とする。
- 博物館法の登録博物館施設とする。

6 使用料について

施設の管理運営の経費に充てるため下記の使用料を徴収することとする。

(1) 展示室の使用料

○一般 200 円、中学校生徒・小学校児童 100 円

○20名以上は団体割引、割引率20%

○規則で定める日に規則で定める中学校生徒、小学校児童が5人以上で使用する場合は半額

(2) 貸室使用料

区 分		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
研修室	西側	1,000円	1,300円	2,300円
	東側	2,000円	2,600円	4,600円
体験学習室		2,100円	2,800円	4,900円

7 使用料の減免について

次の者が使用する場合及び公益上その他特別の理由がある場合は減免するものとする。

- (1) 障害者及び当障害者の介護を行う者
- (2) 市内に住所を有する65才以上の者(展示室に限る。)

8 開館時間及び休館日について

- 開館時間は午前9時から午後5時までとする。
- 休館日は月曜日及び毎月の最終火曜日とする。

9 開館の時期について

平成16年6月1日(火)とする。